

政令第二百二十号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年十二月一日とする。